時事新報

時事新報は一年三百六十五日一日も休刊無し

第二千八百二號
明治廿三年十月九日　木曜日
舊曆庚寅八月廿六日（癸亥）
日出午前五時十三分　日入午後五時十三分
月出午前零時十一分　月入午後三時十八分
滿潮午前一時十八分　滿潮午後二時零二分
（西暦一千八百九十年）

三船乘組遭難者弔慰金

汽船武藏丸帆船頼信丸布引丸の三艘は航海中去月十七日の暴風雨に遭ふて何れも船長始め乘組員殆んど死沒し僅に生存せるもの武藏丸に一名、頼信丸に七名、布引丸に十名のみ其生存者と雖も傷痍疾病に惱むもの甚だ多し實に海事上稀有の災難にして其慘狀は當時の時事新報に詳なり今度日本海員救濟會に於ては太く遭難者の不幸を憐れみ死者の弔祭并に遺族の救恤生存者の慰藉の爲め廣く世人の義金を募集するに就き本社に於ても此不幸の出來事を坐視するに忍びず世間慈愛者の爲め義金取集めの勞を取るべし日本海運業擴張の大切なる今日に當り世人が此業に倒れたるものを哀悼救恤するの深きは此道の奬勵に關する事寡からず世の慈善者諸君左の規定に從ひ義金を本社に送付あらんと切望に堪へず

義捐金申込規定

一義金は一口十錢以上とす
一募集したる義金は取纏めて日本海員救濟會に送り同會に其處分を托す可し
一本社に達したる義捐金は翌日の紙上に其金額并に義捐者の姓名を掲げ之を以て受取の證とす
一義金申込は本月二十日迄を限る

時事新報社

時事新報

小學校令

小學校令は勅令第二百十五號を以て公布せられたり之を舊小學校令に比するに舊令は僅に十六條に過ぎざれども新令は前後通じて九十六條より成立ち煩簡詳略、同日の談にあらず蓋し彼は特に其大綱を示すに止まりたるに過ぎざるが故に大小首尾ともに完全を要したるようして斯る相違を見るようあらん而して其精神に於ては彼是の相違は單に煩簡の差のみならずして大に注意を要す可きものあり舊令には學校の經費を支辨するに專ら授業料を以てし父母後見人は其授業料を支出す可きものとして即ち兒童の教育も其他の費用物と均しく錢を以て買はしむるの趣意なりしに新令は此點に於て全く精神を異にして學校に關する經費は專ら市町村又は其組合等の負擔となし町村に於て負擔に堪へざるときは郡費を以て之を補助し（市は府縣より補助す）郡の費力足らざるときは府縣費より之れを補助する事とおし兒童の教育費を以て一般國民の負擔と爲すの基礎を定めたるは即ち所謂國家教育の主義にして令の精神の全く相反するを見る可し既に其精神を異にして又其價値を異にするが故に新舊、條を逐ふて比較す可きにあらざれども新令中に就て二三の著るしきものを擧れば授業料は物品もしくは勞力を以て代ふる事を許し（舊令には授業料免除の項なくして新令には全額又は一部を免除するの條あり是れ又新舊の精神相違の點として見る可し又教員の給料の費分は土地の使用又は物品を以て補給するようとなしたるなどの如き節に節減事一名を置く郡内の教育事務を監督せしむる如き又市町村もしくは[illegible]の教育事務を共同中に教員を如へたるが如き[illegible]も新令には出色の項にして舊令の[illegible]

又は今後の必要に出でたるものあらん其利害便否の如何は他日實施上の結果を待て之を知る可きのみ抑も教育の問題に就ては我邊年來の宿論もありて隨時意見を開陳したる事も少なからず今回既發の成法に對しては今更云々するも無益に似たれば委細の論評は他日の結果を見たる上の事として扨みの際に臨み一言以て當局者の注意を促し曾かんとするは餘の儀にあらず我國の小學教育は明治五年學制の頒布以來今日に至るまで其變更頻りにして長きは五六年短きは一二年にして一變するを常とするが如し尤も初年の間は所謂經驗の時代にして一度行ひたる法にても一朝其の不都合を悟れば忽に之を廢して更に新法を布くなど其時代には免れざる所なれども今日に至りては諸制度も頗る備はり社會の秩序も整ひたれば一片の法令を廢置するにも其影響は中々容易ならず即ち改良の時代にして若しも既發の法令に於て不都合の點もあらんか立法者は唯その不都合の點を改めて其復正歸良を勉む可きのみ殊に教育制度の如きは他の法律規則と違ひ兒童の發育及び人民の生活上に直接して關係の極めて大なるものなれば其廢置變更は最も謹まざる可らず蓋し當局者の身をありては善きが上にも善きを望むの人情として從來のものを見れば是も不完全なり彼も不十分なりとて其十分完全を期むる所のものを行はんが爲めに變更を企つる事あらんなれども地位一轉次の當局者より見れば其十分完全なるものも亦不十分不完全たるを免れず斯くて當局者の更迭毎に次第に變更を企て各々其最良を期する事ならんと雖も一國には自ら一國の事情ありて如何に完全の制度と雖も此事情に適せざれば行はる可らざるは勿論、屢ば〳〵變更を企てゝ常に其結果の如ならざりしは既往の例に照らしても明白なれば政府に於ては何卒今度の變更を以ていよ〳〵今度限り最後の大變更とあし今後もしも改良の必要を感ずるようもあらば詳に國内の事情を考へたる上にて少々づゝ改むる事となし苟めにも輕卒の擧動なきようを願はしけれ幸にし紀元年以後は毎年國會の開設もあり又は其他の方便に由りて國の事情を知るの便利あきにあらざれば總ての改良は時の必要に依る可きものと覺悟し當局者一人の意見次第にて全國の教育制度に屬ば變更を見るが如き事なからん事を希望するものあり

官報

詔書

憲法第八條第一項ノ緊急ノ必要ニ依リ帝國議會ノ閉會ヲ命シ及其ノ閉會中ニ於テ法律ヲ代フベキ勅令ヲ發シ給フ事ハ朕カ之ヲ[illegible]

勅令

第一號　明治二十三年十月七日　內閣總理大臣伯爵山縣有朋

勅令第二百十六號
明治二十一年勅令第二十二號樞密院官制第二條第六條同事務規程第十條第二項ヲ改正スルコト左ノ如シ
第二條　樞密院ハ議長一人副議長一人顧問官二十五人書記官長一人書記官[illegible]
第六條　議長ハ左ノ事項ニ付答申ヲ[illegible]
一　憲法及皇室典範ニ關スル事項
二　憲法ノ條文及ハ法ニ關スル事項
三　皇室典範及皇室ノ[illegible]
第十條　議長ハ書記官長ヲシテ其事務ヲ辯明セシメ[illegible]
第二項ヲ改正スルコト左ノ如シ
第二條　樞密院ハ議長一人副議長一人顧問官二十五人書記官長一人書記官[illegible]
第六條　議長ハ左ノ事項ニ付答申ヲ[illegible]
一　憲法及皇室典範ニ關スル事項
二　憲法ノ改正及ハ憲法ニ附屬スル法律ノ廢止改正ニ關スル事項
三　重要ナル勅令
四　新法ノ草案及ハ現行法律ノ廢止改正ニ關スル草案
五　前諸項ニ掲クルモノヽ外行政及ハ會計上重要ノ事項ニ付特ニ勅命ヲ以テ諮詢セラレタルトキ及ハ法律命令ニ依テ特ニ樞密院ノ[illegible]

法律

第一號　明治二十三年十月六日　內閣總理大臣伯爵山縣有朋
法律第九十六號
刑事訴訟法目錄
第一編　總則
第一章　裁判所
第二章　裁判所ノ管轄
第三章　犯罪ノ捜査、起訴及ヒ豫審
第一節　捜査
第二節　告訴及ヒ告發
第三節　起訴
第四節　現行犯罪
第五節　豫審
第六節　召喚
第七節　被告人ノ訊問及ヒ對質
第八節　檢證、捜索及ヒ物件差押
第九節　證人訊問
第十節　鑑定
第十一節　保釋
第十二節　豫審終結
第四編　公判
第一章　通則
第二章　區裁判所公判
第三章　地方裁判所公判
第五編　上訴
第一章　通則
第二章　控訴
第三章　上告
第四章　抗告
第六編　再審
第七編　大審院ノ特別權限ニ屬スル訴訟手續
第八編　裁判執行、復權及ヒ特赦
第一章　裁判執行
第二章　復權
第三章　特赦
附則

第一編　總則
第一章　裁判所
第一節　裁判所ノ管轄
第二節　犯罪ノ捜査、起訴及ヒ豫審
第一款　捜査
第一節　告訴及ヒ告發
第二節　現行犯罪
第三節　豫審
第一款　召喚
第二款　被告人ノ訊問及ヒ對質
第三款　捜索及ヒ物件差押
第四款　證人訊問
第五款　鑑定
第六款　保釋
第七款　豫審終結
第二節　起訴
第三節　捜査
第四節　公判
第五節　上訴
第六節　抗告
第七節　再審
第八節　大審院ノ特別權限ニ屬スル訴訟手續
第九節　裁判執行、復權及ヒ特赦
第十節　附則

第一章　裁判所ノ管轄
第二章　犯罪ノ捜査、起訴及ヒ豫審
第一節　捜査
第二節　告訴及ヒ告發
第三節　現行犯罪
第四